

多面的機能支払交付金に関するアンケート調査結果(速報)

昨年度末に県内全組織へ「多面的機能支払交付金に関するアンケート調査」をお配りし、636組織の内、415組織(約65%)にご回答をいただきました。

今回、アンケート調査の速報として、結果の一部をご紹介します。

◆ 本交付金は農地・水路・農道等の地域資源の保全管理に有効ですか

①有効・・・99% ②あまり効果はない・・・1%

◆ 現在の活動期間が終了した後も本事業の活動を継続しますか

①継続する・・・76% ②継続しない・・・6% ③継続を検討中・・・18%

※「②、③」の主な理由として、「構成員の減少、高齢化等による活動参加者の不足」が16%。続いて「役員の後継者がいない」が12%でした。

◆ 本事業に取り組んで良かったことがあれば教えてください

- ・話し合いが増えるなど地域のコミュニティーが図れた
- ・以前からの要望があった水路や農道の施設の補修等ができた
- ・耕作放棄地の解消や防止ができています

◆ 本事業について困っていることがあれば教えてください

- ・交付金の交付時期を早くしてほしい
- ・長寿命化の交付金が減額され、補修等の計画をするのに困っている
- ・事務の簡素化がされているが、まだ、事務処理が大変
- ・農地を維持する趣旨の制度であるが、事業制度が複雑すぎて、若い後継者には受け入れてもらえない

多面的機能支払交付金について、大部分の組織の方が「有効である」と感じていただけていました。一方で、有効とされているにもかかわらず、「継続しない、継続を検討中」とのお考えの組織もありました。

島根県では、アンケート調査結果を集計、分析し、今後の多面的機能支払交付金の取組みの継続や取組み拡大等に活かしたいと考えています。

ご協力をいただいた活動組織の皆様、ありがとうございました。



綺麗な集落を次世代へ

福留を守る会（安来市広瀬町）は、平成24年度から多面的機能支払に取り組まれています。

代表の荒薦さん、書記・会計の小池さんにお話を伺いました。



向かって右から荒薦さん、小池さん

活動を始められたきっかけを教えてください

事務が大変と思いためらっていましたが、水路が壊れ多面支払で直すことにしました。事務は最初、水土里ネットに委託していましたが、「助さん」ができて自分でも楽にできるようになりました。

活動を続けて良かったことはありますか

水路や農道の保全活動は、これまで受益者だけで行っていたのですが、この対策を契機に、集落の皆さん全戸に参加してもらえるようになりました。

また、女性の皆さんに、環境美化活動へ積極的に参加していただけるようになり、集落の周りがいつも花で彩られているようになりました。

集落営農で、女性の方々の「きっかけ」になればと、話し合いの場を作り発足したのが「みらいの会」です。色々話し合いアイデアを出しながら楽しく、活発に活動を続けられています。青大豆を栽培し味噌作りなども取り組まれています。



地域の現状やこれからの5年間で取り組んでいこうと思われる活動があれば教えてください

空き家も増えてきており、鳥獣害対策にも苦労しています。

今後は、長寿命化で農道舗装が少し残っています。後は、用水の流れが悪い水路の補修を行う予定です。農地周りや農道沿いの雑木や竹の伐採も行いたいと思っています。

地域で不安なこと、困っていらっしゃることはありますか

構成員の高齢化や担い手不足です。地域農業の受け皿となる営農組合や農事組合法人を考えた方が良いのではと思ったりもしますが、営農は個人でという考えの方も多く、なかなか営農組合などに向かう気運が高まりません。

最後に活動への思い、地域への思いをお聞かせください

集落の環境が綺麗だと、若い人が帰ってくれるのではと思いながら活動を続けています。

世の中は経済的に「グローバル化」といわれてきましたが、このコロナで、日本は日本でという自給自足になっていくのではと考えたりしています。そのためにも集落を守って、次の世代へ引き継いでいこうと思っています。

荒薦さん、小池さんありがとうございました

活動組織の皆さんに

交付金の計画的な活用(持越)について (令和2年度国要領の改正内容のお知らせ)

◆継続組織の持越

農地維持・資源向上(共同)及び資源向上(長寿命化)の交付金について、計画的な活動のため、組織において翌年度への交付金の持越が可能です。

◆再認定組織の持越

農地維持・資源向上(共同)の交付金については、活動期間終了年度の翌年度に再認定の申請をして継続する場合は、交付金の残額を翌年度の経理に含めること(持越)が可能です。なお、資源向上(長寿命化)の交付金については持ち越してできませんので、残額を市町村に返還することになります。

◆交付金の持越額

交付金の持越を行う場合には、必要額を精査し、活動の円滑な継続のために必要最低限の金額とする必要があります。(交付されるまでに必要な額など)

なお、令和2年度に国の要領が改正され、農地維持・資源向上(共同)と資源向上(長寿命化)それぞれ持越額が年交付額の3割を超え、かつ100万円以上となる場合には、「持越金の使用予定表」(国から様式が示されています。)の提出が必要になります。



ようこそ相談室へ



農地周りの環境改善活動の強化(増進を図る活動)について

Q 多面的機能の増進を図る活動で「農地周りの環境改善活動の強化」がありますが、どのような活動が対象となるのか?具体的に教えてください。

A 国が定める活動指針で「農地周りの環境改善活動の強化」は、「鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。」と定められています。鳥獣被害防護柵の設置やその周辺の藪の伐採、農地への竹害防止のための竹林の伐採などが対象となります。

Q 鳥獣害防護柵の補修も「農地周りの環境改善活動の強化」の対象となりますか?

A 鳥獣害防護柵の補修は対象となりません。

Q 檻を設置する場合も「農地周りの環境を図る活動」の対象ですか?

A はい。檻の設置も活動の対象となります。檻の設置は、基本的には狩猟免許(わな猟免許)が必要となりますのでご注意ください。

梅雨の大雨のあとには、安全を確認した後に各施設を見回しましょう

- ★日頃より刈り取った草は、川や水路に流れないように適切に処理を行う。
- ★大雨の予報が出たら、河川や排水路の堰き板を取り除いておく。
- ★大雨のあとは、河川の水位が下がったことを確認してから複数人で見回りに出る。
- ★今までにも問題となったような箇所は特に注意して見回り、状況を把握する。
- ★異状を確認したら、関係機関へ連絡したり応急措置を行う。

路肩や法面など崩れやすくなっていますので、十分気をつけて複数人で見回りを行いましょう。

お知らせ

同封のチラシをご覧ください

「共同活動の安全のしおり」 「熱中症予防」

毎年度、全国的に共同活動中の怪我や事故、農作業中の熱中症事故が多発しています。慣れている作業の中に万が一が潜んでいます。

今回、同封しました2種類のチラシを組織内で周知していただき、安全な作業をお願いいたします。

また、組織内で「機械の安全使用に関する研修」を開催される組織は、「共同活動の安全のしおり」をご活用ください。



～担当者の声～

今月は安来市広瀬町の「福留を守る会」でのインタビュー記事を載せています。組織では、総会の資料に事業、会計報告の外に、一年の活動の写真帳が付けられています。皆さんには「写真が付いてて良いわ～」と好評だそうです。作成された小池さんが写真一つずつにコメントを書かれていて、それがまた、胸に響きます。協議会のホームページ「活動事例紹介」で写真帳を紹介していますのでご覧ください。(協議会 F)

～多面的機能支払交付金に関することは～

- ◆島根県農地・水・環境保全協議会
〔事務局〕水土里ネット島根
Tel 0852-32-4141 Fax 0852-24-0848
<http://www.nouchimizu-shimane.jp>



横尾衛門の郷（益田市）

- ◆島根県農林水産部農林水産総務課 農山漁村振興室 Tel 0852-22-5119
http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/kojo_taisaku/
- ◆又は最寄りの各市町村担当課までお問い合わせ下さい。



全国の活動組織の事例はこちらから

多面事例

検索



「農村ふるさと通信」はこちらから

農村ふるさと

検索

